

岩手県監査委員告示第16号

包括外部監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第20号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月3日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 外部監査の種類

平成27年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く。）に係る事務の執行及び事業の管理について

（3） 監査委員告示

平成28年3月4日付け岩手県監査委員告示第20号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成27年度包括外部監査の結果に関する報告に係る措置について 平成29年1月26日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

償還滞納者台帳の債権区分について

売却滞納者台帳には、県の定める債権分類基準に基づく債権区分（A～E）を記載することになっているが、当該債権分類の記載が適切でない案件が散見された。

債権区分は、債権の滞納状況を5段階にランク付けし、当該ランクに応じた債権回収方針に従い、債務者への接触等の方針を定めた行動指針の前提になる区分であり、当該区分を正確に分類することは債権管理上重要な意味がある。

本件は、台帳上の記載誤りのみであり、実際の債務者に対する行動方針に不備はなかったため、実害があるということではないが、正確な台帳を作成して備置する観点から、今後正確な債権区分の記載にご留意いただきたい。

イ 措置内容

償還滞納者台帳の債権区分について

県の事務処理要領に基づき管理することとし、債権区分の考え方を統一するとともに、記載誤りについては修正を行った。

2（1） 外部監査の種類

平成27年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

（2） 選定した特定の事件（テーマ）

特別会計（地方公営企業法適用事業に係るものを除く。）に係る事務の執行及び事業の管理について

（3） 監査委員告示

平成28年3月4日付け岩手県監査委員告示第20号

（4） 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成27年度包括外部監査に対する措置結果について 平成29年2月6日

（5） 指摘事項及び措置内容

ア 指摘事項

（ア） 賞与引当金の計上について

「公益法人会計基準に関する実務指針（その２）」（平成20年10月7日改正）において賞与引当金につき規定されている。

具体的には、「賞与引当金は、法人と職員の雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金をいう。

賞与は一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行ためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として計上する必要がある。」（同実務指針（その２）Ⅲ引当金 1.賞与引当金）

この点につき、公社は貸借対照表に賞与引当金の計上を行っていない。賞与支給対象期間である12月～3月分に発生したと認められる部分については、賞与引当金を計上する必要がある。

#### （イ） 給水施設使用料の請求額について

港湾施設のうち、船舶のための給水施設（船員の飲み水等の給水）の使用許可を受けたものは、岩手県港湾施設管理条例（昭和40年岩手県条例第38号）第12条の規定に基づき使用料を納めることとされている。

給水施設の使用料は、同条例の別表1において以下のとおり定められている。

給水1トンまでごとに、次の区分により計算した金額とする。

- （1） 執務時間内 水道料金に162円（外航船舶にあつては150円）を加えた額
- （2） 執務時間外 前号の額に当該額の3割を加えた額

水道料金は、港湾の存在する釜石市の水道料金によることとなっている。

平成26年度の使用料は、平成26年度の釜石市の水道料金（船舶用）248.4円／トンに上記162円を加算した410.4円／トンで算定すべきであったが、平成25年度の水道料金である241.5円／トンに162円を加算した403.5円／トンで算定していた。

平成26年度において新料金を適用すべき総給水量が3,297トンであったため、23,497円の使用料が請求漏れとなった。

将来にわたり、水道料金改定情報をもれなく察知できる体制を構築し、今後同様の誤りないように留意していただきたい。

#### イ 措置内容

##### （ア） 賞与引当金の計上について

平成27年度決算において、賞与引当金を計上した。

また、今後においても適切に費用の計上を図ることとした。

##### （イ） 給水施設使用料の請求額について

船舶給水施設使用料の請求漏れについては、改定後の料金に基づき調定を行い、全ての納入が完了している。

今後においては、関係機関との情報共有を図ることにより、料金改定等の情報が確実に反映された使用料の算定に努めることとし、適正な事務の執行を図ることとした。